

## 職員の勤務時間、休暇等に関する規程 目 次

### 第1章 総則

第1条 目的

第2条 理事長の責務等

### 第2章 勤務時間等及び週休日等

第3条 1週間の勤務時間

第4条 週休日及び勤務時間の割り振り

第5条 フレックスタイム制

第6条 正規の勤務時間

第7条 休憩時間

第8条 始業時刻及び終業時刻

第9条 通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間

第10条 休日

第10条の2 法定休日

第11条 休日振替

第12条 時間外勤務及び週休日等の勤務

第12条の2 代替休暇

### 第3章 休暇

#### 第1節 休暇の種類

第13条 休暇の種類

#### 第2節 年次休暇

第14条 年次休暇

第15条 年次休暇の単位

第16条 年次休暇の請求等

第17条 年次休暇の時季変更及び時季指定

第18条 年次休暇の繰越し

#### 第3節 病気休暇、子の看護等休暇及び特別休暇

第19条 病気休暇

第20条 病気休暇の単位

第21条 子の看護等休暇

第22条 子の看護等休暇の単位

第23条 特別休暇

第24条 特別休暇の単位

第25条 病気休暇、子の看護等休暇及び特別休暇の承認

第26条 病気休暇、子の看護等休暇及び特別休暇の請求等

第27条 事由の確認

### 第4章 雑則

第28条 本規程の管理部署

### 附 則

別表第1-1から1-6

別表第2

別表第3

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第58条第1項の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）がその職員（非常勤職員（参事を除く。）を除く。以下「職員」という。）の勤務時間、休憩、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 非常勤職員（参事を除く。）の勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項については、別に定めるところによる。
  - 3 職員の在宅勤務に関する事項については、この規程に定めるもののほか別に定めるところによる。

### (理事長の責務等)

- 第2条 理事長は、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事務の実施に当たって、業務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めるものとする。
- 2 理事長は、この規程による権限の一部を職員に委任することができる。

## 第2章 勤務時間等及び週休日等

### (1週間の勤務時間)

- 第3条 職員の勤務時間は、第7条に定める休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第12条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、理事長が定める。
- 2 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号。以下「令和三年改正法」という。）附則第5条第1項及び第2項の規定により採用された短時間勤務の暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、第7条に定める休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長が定める。
  - 3 この規程において「1週間」とは、土曜日から金曜日までをいう。

### (週休日及び勤務時間の割り振り)

- 第4条 土曜日及び日曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（第5条及び第11条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、理事長は、育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。
- 2 月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定

再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(フレックスタイム制)

第5条 週休日並びに始業及び終業の時刻について職員の提出により、前条第1項の規定による週休日の他に当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間とすることが業務の能率の向上に資すると認められる場合には、清算期間ごとの期間につき同項の規定による週休日の他に当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該期間につき所定の勤務時間となるように始業及び終業の時刻を当該職員の決定に委ねることができる。

(正規の勤務時間)

第6条 第3条から第5条まで及び第11条の規定による勤務時間を正規の勤務時間という。

(休憩時間)

- 第7条 理事長は、60分の休憩時間を正規の勤務時間の途中に置くものとする。
- 2 休憩時間のうち、正規の勤務時間の途中に置く休憩時間は、別表第1-1から別表第1-5までのそれぞれに掲げる事務所又は支所ごとにそれぞれに掲げるとおりとする。
  - 3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。
  - 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員については、この限りではない。
    - 一 育児短時間勤務職員
    - 二 定年前再任用短時間勤務職員
    - 三 暫定再任用短時間勤務職員
    - 四 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であって勤務時間の割り振りについて配慮を必要とする者として安全衛生管理規程（福厚一法B-安全衛生）第8条に規定する産業医が認めるもの（以下「勤務時間の割り振りに配慮を要する職員」という。）
  - 5 第1項に規定する休憩時間によらない場合は、職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者との書面による協定により定めるものとする。

(始業時刻及び終業時刻)

- 第8条 第4条第2項の規定により割り振られる勤務時間は、別表第1-1から別表第1-5までのそれぞれに掲げる事務所又は支所ごとにそれぞれに掲げる始業時刻と終業時刻のとおりとする。
- 2 理事長は、次の各号に掲げる場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、職員の事情等を踏まえ前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより始業時刻及び終業時刻を定めることができ、前条第2項にかかわらず休憩時間をおくことができる。
    - 一 超過勤務等による職員の疲労の蓄積を防止する必要がある、職員ごとに1日の勤務終了後、次の勤務の開始までの間（以下「勤務間インターバル」という。）として、少なくとも11時間の継続した休息時間を与えるよう努める場合（以下「疲労蓄積防止のための早出遅出勤務」という。）
    - 二 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—32

8) 」第3の第13項に規定する障害者である職員等に対して配慮が必要な場合（以下「障害の特性等に応じた早出遅出勤務」という。）

三 職員の修学等を支援する必要がある場合（以下「修学等のための早出遅出勤務」という。）

3 理事長は、必要があると認める場合は、第5条第1項及び前条第2項の規定並びに前2項の規定にかかわらず、特定の職員について割り振られる勤務時間及び休憩時間を変更することができる。

（通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間）

第9条 勤務日等に通常の勤務場所を離れる勤務（在宅勤務を除く。）のうち1日の執務の全部を離れて行う勤務（研修を含む。）を命ぜられた職員については、当該勤務を命ぜられた時間を勤務日等に割り振られた勤務時間とみなす。

（休日）

第10条 職員の休日は、次の各号に掲げる日とし、休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第187号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

二 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）

三 勤務時間管理規程（人事一法B-時間管理）に定める日

（法定休日）

第10条の2 理事長は、職員に対して4週に4日の休日（0～24時に勤務がない日のことをいう。以下本項において同じ。）を与えなければならない。ここにおいて、4週の起算日は毎年4月の第1土曜日とする。また、可能な限り週に1日の休日を与えるよう努めるものとする。

（休日振替）

第11条 理事長は、第4条第1項の規定により週休日とされた日及び前条に規定する休日（以下「週休日等」という。）において、職員に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日若しくは第5条の規定により職員の提出を考慮して勤務時間が充てられた日（前条に規定する休日を除く。以下この条において「勤務日」という。）のうち、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日等に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間若しくは職員の提出を考慮して充てられた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振る、又は充てる（以下「休日振替」という。）ものとする。

2 理事長は、休日振替を行った後において、週休日等が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、第4条第2項、第5条又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日若しくは職員の提出を考慮して勤務時間が充てられた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 前2項の規程は、職員に第5条の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるも

のとする。

(時間外勤務及び週休日等の勤務)

第12条 理事長は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げるところにより、職員給与規程(給与一法A-職員給与)第2条に規定する職責手当の支給を受ける職員以外の職員に対し、正規の勤務時間を超える勤務(週休日等の勤務を含む。以下「時間外勤務」という。)を命ずることができる。

一 労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条第1項の規定による協定を締結したとき。

当該協定の定め

二 労働基準法(昭和22年法律第49号)第33条第1項の規定に該当する場合において、労働基準監督署に所定の手続をしたとき。

当該規定の定め

(代替休暇)

第12条の2 理事長は、諸手当支給規程(給与一法A-諸手当支給)第15条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、別に定めるところにより時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき休暇として、別に定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により代替休暇を指定された職員は、当該代替休暇には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

### 第3章 休暇

#### 第1節 休暇の種類

(休暇の種類)

第13条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、子の看護等休暇及び特別休暇とする。

#### 第2節 年次休暇

(年次休暇)

第14条 年次休暇は、一之年(「暦年」とする。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一之年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

20日(育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で勤務時間管理規程に定める日数)

二 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの

その年の在職期間等を考慮し20日を超えない範囲内で、以下のイ及びロに掲げる職員の区分に応じ、イ及びロに掲げる日数

イ 当該年の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了するこ

とにより退職することとなる職員（口に掲げる職員を除く。）

その者の当該年における在職期間に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、別に定める日数。以下この項において「基本日数」という。）

ロ 当該年において機構以外の国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち勤務時間管理規程に定めるものに使用される者（以下この号において「国家公務員等」という。）となった者であって引き続き新たに職員となったものその他別に定める職員

国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第2の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（口に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（令和三年改正法附則第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項及び第2項により採用された職員をいう。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、勤務時間管理規程に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

三 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの又は当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び職員となったもの

国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に第18条第1項で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で勤務時間管理規程に定める日数

2 前項第二号ロ及び前項第三号に掲げる職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、勤務時間管理規程に定める日数とする。

（年次休暇の単位）

第15条 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合については、7時間45分（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、勤務時間管理規程に定める時間）をもって1日とする。

（年次休暇の請求等）

第16条 年次休暇の請求を行おうとする職員は、あらかじめ人事給与システムにより、理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

(年次休暇の時季変更及び時季指定)

第17条 年次休暇について前条の請求を受けたときは、理事長は、職員があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、職員が請求した時季に年次休暇を取得させることが業務の運営に支障がある場合には時季を変更することができる。

2 年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日(1日を単位にするものに限る。)について、理事長が当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、当該職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合は、当該取得した日数分(1日を単位にするものに限る。)を5日から控除するものとする。

(年次休暇の繰越し)

第18条 年次休暇(この条の規定により繰り越されたものを除く。)は、勤務時間管理規程に定める日数を超えない範囲内の残日数(1日未満の端数を含む。)を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

2 繰り越された年次休暇がある職員から年次休暇の請求があった場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

### 第3節 病気休暇、子の看護等休暇及び特別休暇

(病気休暇)

第19条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱、生理による就業が著しく困難な症状等を含む。)のため療養(負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等を含む。)する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、第一号から第三号に掲げる場合以外の場合における病気休暇(以下この条において「特定病気休暇」という。)の期間は、第四号に掲げる日(以下この条において「除外日」という。)を除いて連続して90日を超えることはできない。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条の2に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 安全衛生管理規程(福厚一法B-安全衛生)第29条又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の8若しくは第66条の9の規定による勤務時間の短縮等の措置を受けた場合

四 前三号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日等、勤務時間を割り振らない日、年次休暇、特別休暇その他の病気休暇の日以外の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含む。)

3 前項ただし書、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上(当該期間における週休日等、勤務時間を割り振らない日以外の日(以下「要勤務日」という。)の日数が3日以下である場合にあっては、4日以上)の期間の特定病気休暇を使用した職員(この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた

職員を含む。)が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に次の各号に掲げる時間(以下この項において「育児時間等」という。))がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間の全てを勤務した日の日数(第5項において「実勤務日数」という。)が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

- 一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)(以下「育児・介護休業規程」という。)第7条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間
  - 二 生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間
  - 三 女子職員の健康、安全及び福祉に関する規程(福厚一法B-女子健康)第5条、第6条第2項、第7条又は第10条の規定により勤務しない時間
  - 四 第23条第八号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間
  - 五 育児・介護休業規程第9条第1項に規定する介護休業により勤務しない時間
  - 六 育児・介護休業規程第13条第1項に規定する介護時間により勤務しない時間
- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この項において「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
  - 5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要があるが生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
  - 6 療養期間中の週休日等、勤務時間を割り振らない日、年次休暇、特別休暇その他の病気休暇の日以外の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日(当該勤務時間の一部に第3項に規定する育児時間等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児時間等以外の勤務時間の全てを勤務した日を除く。))を含む。)は、第2項ただし書及び第3項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
  - 7 第2項ただし書及び第3項から前項までの規定は、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員には適用しない。

(病気休暇の単位)

第20条 病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気



休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。

(子の看護等休暇)

第21条 子の看護等休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある育児及び介護休業規程第7条第1項に規定する子（配偶者の子を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次の各号に掲げる事由に伴うその子の世話を行うこと、又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に付与する休暇とする。

一 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

二 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は第一号に掲げる事由に準ずるもの

2 子の看護等休暇の期間は、一の年において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内とする。

(子の看護等休暇の単位)

第22条 子の看護等休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、子の看護等休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

2 1日を単位とする子の看護等休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

3 1時間を単位として使用した子の看護等休暇を日に換算する場合には、7時間45分（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務時間管理規程に定める時間）をもって1日とする。

(特別休暇)

第23条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる場合における当該各号に掲げる期間とする。

一 選挙権等公民権行使の場合 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

必要と認められる期間

二 官公署へ出頭する場合 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

必要と認められる期間

三 ドナーとなる場合 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

必要と認められる期間

四 ボランティア活動に参加する場合 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。

一の年において5日の範囲内の期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって勤務時間管理規程に定めるものにおける活動

ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護又は当該者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助

五 結婚する場合 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間

五の2 不妊治療のために通院等する場合（出生サポート休暇） 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の人事院が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

六 産前の場合 分べん予定日から起算して6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合

出産の日までの申し出た期間

七 産後の場合 女子職員が出産した場合

出産（妊娠満12週以後の分べんをいう。以下第九号において同じ。）の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

八 保育時間 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第三号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは同法第6条の4第一号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日

におけるこの号の休暇を承認され、又は労働基準法第67条若しくは人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第八号の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間

- 九 妻が出産する場合（配偶者出産休暇） 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合

妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間

- 十 育児参加をする場合（育児参加休暇） 職員の妻が出産する場合であって出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過するまでの日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

当該期間内における5日の範囲内の期間

- 十一 短期の介護をする場合（短期介護休暇） 育児・介護休業規程第9条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

- 十二 親族が死亡した場合 職員の親族（別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

親族に応じ別表第3の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

- 十三 父母を追悼する場合 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1日の範囲内の期間

- 十四 夏季休暇 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1の年の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、1の年の6月から10月までの期間）内における、週休日、休日及び振替休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

- 十五 現住居の滅失・損壊の場合 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。

原則として連続する7日の範囲内の期間

- イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

- ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不

足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

十六 現住居の滅失・損壊の場合 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合

必要と認められる期間

十七 退勤途上の危険を回避する場合 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

必要と認められる期間

(特別休暇の単位)

第24条 特別休暇(前条第五号の2及び第九号から第十一号の休暇(以下この条において「特定休暇」という。))を除く。)の単位は、1日、1時間又は1分とする。

2 特定休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、7時間45分(育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務時間管理規程に定める時間)をもって1日とする。

(病気休暇、子の看護等休暇及び特別休暇の承認)

第25条 病気休暇、子の看護等休暇及び特別休暇(第23条第六号及び第七号を除く。次条第1項において同じ。)については、第26条に定めるところにより、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、病気休暇、子の看護等休暇又は特別休暇の請求について、第19条第1項に定める場合、第21条第1項又は第23条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

(病気休暇、子の看護等休暇及び特別休暇の請求等)

第26条 病気休暇、子の看護等休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ人事給与システムにより、理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第23条第六号の申出は、あらかじめ人事給与システムにより理事長に対し行わなければならない。

3 第23条第七号に掲げる場合に該当することとなった女子職員は、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。

(事由の確認)

第27条 理事長は、病気休暇、子の看護等休暇又は特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

#### 第4章 雑則

(本規程の管理部署)

第28条 本規程を管理する担当課は企画管理部人事企画課とする。

附 則 (平成13・04・01 評基第012号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

第2条 この規程に定める他、この規程の運用に関し必要な事項は別に定めるものとし、これを定めるまでの間は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)を適用される国家公務員の例による。

附 則 (平成13・12・20 評基第001号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成14・11・29 評基第015号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成15・12・01 評基第012号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16・12・28 評基第013号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18・10・31 評基第011号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成19・07・31 評基第005号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成21・03・31 評基第001号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行日において、年次休暇の残日数に半日の端数がある場合は、当該半日を4時間とみなす。

附 則 (平成22・06・10 評基第004号)

この規程は、平成22年6月30日から施行し、別表第1-1から別表第1-7の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成23・02・01 評基第003号）

この規程は、平成23年2月1日から施行し、改正後の第19条第2項及び第20条の規定は、同日以後に使用した病気休暇について適用する。ただし、第16条並びに第26条第1項及び第2項の規定は、平成23年1月1日から適用する。

附 則（平成23・03・31 評基第004号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24・03・28 評基第005号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（勤務時間等に関する経過措置）

第2条 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、別表第1-4の事務所又は支所欄に「(4)バイオテクノロジーセンター（つくば市）」を追加する。

附 則（平成27・03・31 評基第011号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28・03・29 評基第028号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28・06・14 評基第010号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年6月14日から施行する。

附 則（平成29・01・31 評基第026号）

第1条 この規程は、制定の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29・06・06 評基第022号）

第1条 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29・12・15 評基第008号）

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30・12・27 評基第010号）

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（20190320 評基第016号）

第1条 この規程は、2019年3月20日から施行する。

附 則（20201130 評基第 002 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、制定の日から施行し、2020年12月1日から適用する。

第 2 条 この規程に定める他、この規程の運用に関し必要な事項は別に定めるものとし、これを定めるまでの間は、労働基準法（昭和22年法律第49号）の例及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）を適用される国家公務員の例による。

第 3 条 附 則（平成13・04・01 評基第012号）第2条は廃止する。

附 則（20211228 評基第 010 号）

第 1 条 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（20220331 評基第 021 号）

第 1 条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（20220926 評基第 005 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（20230328 評基第 032 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（20240327 評基第 011 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（20250317 評基第 009 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 - 1

事務所又は支所	(1) 本所 (2) 東北支所 (3) 国際評価技術本部（大阪市）、 製品安全センター（大阪市） (4) 中部支所		
勤務時間の割り振りの段階	始業時刻	休憩時間	終業時刻
第 1 段階	午前 8 時 3 0 分	午後 0 時 0 0 分 ～ 午後 1 時 0 0 分	午後 5 時 1 5 分
第 2 段階	午前 9 時 0 0 分		午後 5 時 4 5 分
第 3 段階	午前 9 時 3 0 分		午後 6 時 1 5 分

別表第 1 - 2

事務所又は支所	(1) 北海道支所 (2) 製品安全センター燃焼技術センター		
勤務時間の割り振りの段階	始業時刻	休憩時間	終業時刻
	午前 8 時 3 0 分	午後 0 時 0 0 分 ～ 午後 1 時 0 0 分	午後 5 時 1 5 分

別表第 1 - 3

事務所又は支所	(1) 北陸支所 (2) 中国支所 (3) 四国支所		
勤務時間の割り振りの段階	始業時刻	休憩時間	終業時刻
第 1 段階	午前 8 時 3 0 分	午後 0 時 0 0 分 ～ 午後 1 時 0 0 分	午後 5 時 1 5 分
第 2 段階	午前 9 時 0 0 分		午後 5 時 4 5 分



別表第 1 - 4

事務所又は支所	九州支所		
勤務時間の割り振りの段階	始業時刻	休憩時間	終業時刻
第 1 段階	午前 8 時 4 5 分	午後 0 時 0 0 分 ～ 午後 1 時 0 0 分	午後 5 時 3 0 分
第 2 段階	午前 9 時 0 0 分		午後 5 時 4 5 分

別表第 1 - 5

事務所又は支所	バイオテクノロジーセンター（木更津市）		
勤務時間の割り振りの段階	始業時刻	休憩時間	終業時刻
第 1 段階	午前 8 時 3 0 分	午後 0 時 0 0 分 ～ 午後 1 時 0 0 分	午後 5 時 1 5 分
第 2 段階	午前 9 時 0 0 分		午後 5 時 4 5 分
第 3 段階	午前 9 時 3 0 分		午後 6 時 1 5 分
第 4 段階	午前 9 時 4 5 分		午後 6 時 3 0 分

別表第2

在 職 期 間	1 週間の勤務日の日数			
	5 日	4 日	3 日	2 日
1 月に達するまでの期間	2 日	1 日	1 日	1 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日	3 日	2 日	1 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日	4 日	3 日	2 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日	5 日	4 日	3 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日	7 日	5 日	3 日
5 月を超え 6 月に達するまでの期間	10 日	8 日	6 日	4 日
6 月を超え 7 月に達するまでの期間	12 日	9 日	7 日	5 日
7 月を超え 8 月に達するまでの期間	13 日	11 日	8 日	5 日
8 月を超え 9 月に達するまでの期間	15 日	12 日	9 日	6 日
9 月を超え 10 月に達するまでの期間	17 日	13 日	10 日	7 日
10 月を超え 11 月に達するまでの期間	18 日	15 日	11 日	7 日
11 月を超え 1 年 未満の期間	20 日	16 日	12 日	8 日

別表第3

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじやおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじやおばの配偶者	1日